

長崎県立川棚高等学校 部活動に係る活動方針

スポーツ庁・文化庁

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

県教育委員会

長崎県高等学校及び特別支援学校高等部における部活動の在り方等に関する方針（令和5年3月）

- ・生徒の発達段階に応じた適切な指導が重要であり、「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」を十分に踏まえ、本人の意欲の向上のためにも、競技種目や分野の特性に応じた適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「令和型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで活力ある生活習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力を涵養するとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

生徒や保護者、地域の実情

- ・各部は、部の目標に応じて活動を行っており、「体力・技術の向上」を目指すと同時に「仲間との関わり良さ」を感じて取り組んでいる生徒が多い。
- ・地域の方も部活動の活躍には関心を持っており、支援をいただくことが多い。

施設等の使用状況

- ・基本的には、トレーニング室を含む校内の施設を利用して活動していて、ローテーション等にも大きな問題はない。
- ・練習内容により、ホッケー部が大崎自然公園、ソフトテニス部が中央公園テニスコート、陸上競技部（長距離）が東彼杵町民グラウンドを利用することがある。

強化指定等

- ・男女ホッケー部が県の強化指定を受けている。

その他

- ・生徒の実情に鑑み、ニーズに合わせた総合的に運動・文化に親しむことを目的とした部の設置について引き続き検討するとともに、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の運営を推進する。

本校の活動方針

部活動のねらい

- ・活動を通じて生徒の自主性・協調性・責任感・連帯感を育成し、生徒同士が豊かな人間関係を築くことができるよう、心身の健全育成を図る。また、活動を通じて学校全体の活性化を図る。

休養日及び活動時間

- ・学期中は、週当たり1日以上休養日を設ける。原則として、月に2回以上は週末を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）に配慮する。
- ・1日の活動時間は、原則として平日では2時間程度、休業日では3時間程度とし、週当たり16時間を超えないことを目安とする。（なお「活動時間」とは、身体的トレーニング効果が期待される主活動を意味し、移動・準備・片付けや、練習試合等での試合間の休憩は含まない）
長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。
- ・夏季期間（2月～10月）18:50 完全下校
冬季期間（11月～1月）18:20 完全下校
指定された時刻の公共交通機関で帰宅できるよう、確実に練習を終了する

活動計画立案・提出・公開

- ・部顧問は、4月中に年間活動計画を作成する。また、月ごとの練習計画を翌月の5日前までに作成する。年間活動計画や練習計画は、本校のウェブサイトに掲載する。

研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携

- ・部顧問は、計画的に各競技団体の研修会や教育委員会等主催の研修会に参加し、自らの指導力を養うとともに、教職員や外部指導者への情報提供を行う。
- ・外部指導者の活用を行い、顧問と連携し部活動運営にあたる。
- ・保護者には、ウェブサイトを通じて練習計画を知らせると共に、詳細については部員を通じて各部で連絡を行い、連携を図る。

熱中症等の事故防止について

- ・顧問、生徒共に熱中症に対する知識を深め、気象庁等の情報や熱中症計などを活用し、事故の未然防止に努める。また、顧問は、職員研修を通じて応急処置等についての知識を深める。